

会社法第801 第1 項に基づく吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2023年12 月1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社バイク王ダイレクト及び株式会社ライフ&カンパニーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり、株式会社バイク王ダイレクト及び株式会社ライフ&カンパニーの権利義務その他吸収合併に関する事項として会社法施行規則第 200 条に定める事項を記載した書面を備え置きます。

2023年12月 1 日

株式会社バイク王&カンパニー

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2023年12月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに同法第785条、第787条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社である株式会社バイク王ダイレクト及び株式会社ライフ&カンパニーは当社の完全子会社であるため、会社法第784条の2及び同法第785条の規定に基づく請求については該当がありません。また、同社の新株予約権は存在しないため、同法第787条に該当する事項はありません。

- (2) 会社法第789条の規定による手続きの経過

株式会社バイク王ダイレクト及び株式会社ライフ&カンパニーは2023年10月12日付けの官報への公告、かつ、同日付けの知れている債権者に対する各別への催告により、本件吸収合併についての異議申述公告・催告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条の2に掲げる場合に該当しません。

- (2) 会社法第789条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収合併を実施したため、反対株主の株式買取請求手続の経過について、該当事項はありません。なお、会社法第797条第3項及び第4項に基づき、2023年10月12日付けの官報公告及び電子公告により、吸収合併をする旨、並びに株式会社バイク王ダイレクト及び株式会社ライフ&カンパニーの商号及び住所を公告いたしましたところ、会社法第796条第3項による会社法施行規則第197条に定める数に達せず、簡易吸収合併の支障になりません。

- (3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、2023年10月12日付けの官報及び同日付けの電子公告により、同条第1項第1号に掲げる債権者に対する本件吸収合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が承継した消滅会社の重要な権利義務に関する事項

当社は、2023年12月1日をもって、株式会社バイク王ダイレクト及び株式会社ライフ&カンパニーからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更の登記をした日
本件吸収合併に係る変更登記は、2023年12月4日に申請いたしました。

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上